

新型コロナワクチン接種について

(2月16日時点の情報です)

【5～11歳の子ども】ワクチン接種

3月以降から、5～11歳の新型コロナワクチン接種が始まります。

子どもを新型コロナウイルス感染症から守るには、まわりの人々へのワクチン接種が重要ですが、基礎疾患のある子どもには、ワクチン接種により重症化を防ぐことが期待されます。

また、健康な子どもへのワクチン接種

も、12歳以上の健康な子どもへのワクチン接種と同様に意義があるとされています。

ワクチン接種に当たっては、メリット（発症予防等）とデメリット（副反応等）を本人と保護者が十分に理解し、判断してください。

使用ワクチン

小児用ファイザー社製ワクチン
(有効成分量は12歳以上用ワクチンの3分の1)

接種券

3月10日(木)より11歳からの年齢順で順次発送予定

接種場所

市内の小児科による個別接種を予定(広域化を検討中)
※対象の医療機関は接種券に同封の医療機関リストをご覧ください。

予約

予約方法は接種券に同封の医療機関リストをご覧ください。

【一般の方】追加(3回目)接種

集団接種会場 (中央公民館)	武田 / モデルナ社製	接種券が届き次第、予約できます。予約方法は接種券同封のチラシをご覧ください。
市内医療機関	ファイザー社製	
県広域接種会場 (イオンモール直方)	武田 / モデルナ社製	2回目の接種から6ヵ月経過している人が対象です。予約には接種券が必要です。

※1・2回目接種は市内医療機関で行っています。実施医療機関は市ホームページでご確認ください。

問い合わせ

接種の時期や会場、
接種券などについて聞きたい場合

●直方市新型コロナワクチンコールセンター
TEL 0570-028889 (通話料は発信者負担)
FAX 0949-25-1160
(午前9時～午後7時、月～金※祝日は除く)

接種後の副反応など医学的知見が
必要な相談をしたい場合

●福岡県新型コロナワクチン専用ダイヤル
TEL 0570-072972 (通話料は発信者負担)
(午前9時～午後9時、土日・祝日も実施)

その他、新型コロナワクチンについて
聞きたい場合

●厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
TEL 0120-761770
(午前9時～午後9時、土日・祝日も実施)



令和4年度

狂犬病 予防集合注射

日程のご案内

注射

3,150円

新規登録

3,000円(別途)

狂犬病予防集合注射を市内公民館や公園などで行います。必ず犬を管理できる人が連れてくるようにしてください。

月 日	午 前		午 後	
4月8日(金)	下境4区公民館	9時35分～ 9時55分	永満寺公民館	1時15分～ 1時30分
	中泉2区公民館	10時5分～ 10時20分	頓野会下公民館	1時40分～ 1時50分
	中泉1区公民館	10時30分～ 10時40分	上頓野子ども広場 (上頓野校区公民館前)	2時～ 2時25分
	上境公民館	10時50分～ 11時10分		
	宮浦子ども広場 (宮浦公民館前)	11時20分～ 11時30分	頓野公民館	2時35分～ 3時
	下境1区公民館	11時40分～ 11時50分		
4月13日(水)	溝堀第1公民館	9時15分～ 9時25分	新入天神団地公民館	1時20分～ 1時30分
	新町第4公民館	9時40分～ 9時50分	植木緑ヶ丘公民館	1時40分～ 2時
	市民体育センター (庚申社横)	10時～ 10時10分	植木下町公民館	2時10分～ 2時25分
	ユメニティのおがた前 広場	10時15分～ 10時30分	植木中ノ江公民館	2時35分～ 2時45分
	西部運動公園正面駐車場	10時40分～ 11時	植木光田公民館	2時55分～ 3時5分
	鴨生田団地公民館 (上新入)	11時10分～ 11時30分		
	行定児童遊園 (下新入教育集会所横)	11時40分～ 11時50分		
4月19日(火)	感田児童公園 (レオパレススタンザ横)	9時35分～ 9時55分	行常集会所(感田)	1時10分～ 1時20分
			新中原公民館	1時30分～ 1時45分
	東和苑公民館(感田)	10時5分～ 10時25分	西尾児童公園 (西尾公民館前)	1時55分～ 2時5分
	感田生活館	10時35分～ 11時	中央公民館前駐車場	2時15分～ 2時30分
	王子団地公民館(感田)	11時10分～ 11時20分	直日神社(日吉町)	2時40分～ 2時50分
	感田1区公民館	11時30分～ 11時40分	知古児童公園 (JR九州アパート斜め前)	3時～ 3時10分

新型コロナウイルス感染症対策のご協力のお願い

● 来場の際は、必ずマスクを着用してください。● 会場では、間隔を十分に空けて待ってください。

◆ 犬の死亡、所有者や所在地の変更をした場合などは、下記までご連絡ください。

※犬が死亡したとき、または犬の所在地を変更したときは、30日以内に市町村長に届け出なければならず、届け出をしなかった場合は、狂犬病予防法第27条により20万円以下の罰金に処されることがあります。

問い合わせ

環境整備課(1階⑧番窓口)

TEL 25-2123

